

令和3年度以降の大分県森林環境税について（案）

◆概要

- ・平成17年3月「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」を制定し、平成18年度から、5年を1期とする「大分県森林環境税」を導入
[目的] 森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保すること
[税率（年額）] 個人：500円 法人：法人県民税の均等割額の5%（1,000円～40,000円）
- ・導入から15年目を迎え、大分県森林づくり委員会（学識経験者、林業関係者ら14名で構成）において、第3期（平成28年度～令和2年度）の成果検証と今後の大分県森林環境税のあり方についての検討が行われ「第3期大分県森林環境税報告書」として取りまとめられた

◆第3期大分県森林環境税報告書の内容

- ・毎年安定した額の税収（単年度 約3億3千万円）があり、使途事業に計画的に取り組める財源となっている
 - ・「県民生活と自然環境を守る森林づくり」「森林資源の循環利用による地域活性化」「森にふれ親しみ、森林づくりを支える取組」の3つの施策を柱として、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業が幅広く展開され、一定の成果が見られる
 - ・県民アンケートの結果、大分県森林環境税の継続について約8割が賛成であり、税の使途として「災害に強い森林づくりの推進」等への高い関心も寄せられた
 - ・健全な森林環境を保全し森林資源を循環利用していくためには、荒廃森林の整備や木材の需要拡大と健全な人工林資源の再生等の取組を継続する必要があり、また、近年の自然災害の増加に伴う流木被害やインフラ被害への対応等、新たに取組むべき課題も生じている
- ◎大分県森林環境税を継続し、今後も大分県の森林づくりの課題解決に向けた取組を実施していくことが望ましい

◆令和3年度以降の大分県森林環境税のあり方

○大分県の森林・林業を取り巻く課題の解決に向けて引き続き取り組むため、現行制度のまま大分県森林環境税の適用期間を5年間延長する

○第4期（令和3～7年度）は「大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ」を大テーマとして以下の3つを柱とした施策に取り組む

I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり ⇒豪雨や台風などの自然災害等から県民の命と暮らしを守る森林づくりを推進する

- ① 災害に強い森林づくり（河川沿いの森林整備、急傾斜地の森林整備等）
- ② シカ被害対策の推進（林業被害の軽減に向けたシカ被害対策、ハンターの育成等）
- ③ 森・川・海をつなぐ環境の整備（流域全体の保全につながる森林づくり活動の推進）

II 森林資源の循環利用による地域活性化 ⇒利用期を迎えた森林資源の利活用と資源循環に向けた取組を推進する

- ① 健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進（低コスト再造林の推進、林業低コスト化に向けた新技術の導入）
- ② 森林資源の利活用推進（竹林の利活用推進、公共施設等への県産材利用推進等）

III 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組 ⇒県民が森林にふれ親しむ機会を創出し、次世代を担う子供達に森林の大切さを伝える

- ① 里山林の保全活動の推進（県民の目にふれる機会の多い里山景観の保全等）
- ② 森林ボランティア活動の推進（森林ボランティアの育成や活動情報の発信）
- ③ 森林林業教育・森林ESDの推進（全国育樹祭の開催を契機とした次世代の森林づくり、林業を担う子供達への森林林業教育の推進）
- ④ 森林づくりへの理解を広げる取組（森林サービス産業の創出、県民参加の森林づくり活動、SDGsへの貢献に向けた活動提案・広報）